

立川市訪問型サービス(身体介助)サービスコード表

【令和6年6月1日から令和7年3月31日】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,178	1月につき		
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合		39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		1178 単位		39 単位	39	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	2,349	1月につき		
A2 1321	訪問型独自サービス13				2349 単位	77 単位	77
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	3,727	1月につき		
A2 0211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11				(1)1週に1回程度の場合	123 単位	123
A2 0220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	1 単位減算	-12
A2 0212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	23	1月につき		
A2 0213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1 単位減算	-23	
A2 0214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	37	1月につき		
A2 0215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				1 単位減算	-37	
A2 8001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%	減算		
A2 8003	訪問型独自サービス同一建物減算2				15%	減算	
A2 8002	訪問型独自サービス同一建物減算3				12%	減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算				15%	加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			15%	加算	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			15%	加算	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				10%	加算	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			10%	加算	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				5%	加算	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	
A2 6268	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	245/1000	加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	224/1000	加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	182/1000	加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	145/1000	加算		
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	221/1000	加算	
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	208/1000	加算	
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	200/1000	加算	
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	187/1000	加算	
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	184/1000	加算	
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	183/1000	加算	
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	163/1000	加算	
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	158/1000	加算	
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	142/1000	加算	
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	139/1000	加算	
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	121/1000	加算	
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	118/1000	加算	
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	100/1000	加算	
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	78/1000	加算	

立川市訪問型サービス(家事支援)サービスコード表

【令和6年6月1日から令和7年3月31日】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		
A2 1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,094	1月につき		
A2 2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合		38	1日につき	
A2 1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合		2,185	1月につき	
A2 2221	訪問型独自サービス/212日割	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	3,488	1日につき		
A2 1331	訪問型独自サービス/213				2185 単位	72 単位	72
A2 2331	訪問型独自サービス/213日割	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	3,488	1月につき		
A2 0221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211				(1)1週に1回程度の場合	114 単位	114
A2 0230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割				日割の場合	1 単位減算	-12
A2 0222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	23	1月につき		
A2 0223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割				1 単位減算	-23	
A2 0224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	37	1月につき		
A2 0225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割				1 単位減算	-37	
A2 8001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	10%	減算		
A2 8003	訪問型独自サービス同一建物減算2				15%	減算	
A2 8002	訪問型独自サービス同一建物減算3				12%	減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算				15%	加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			15%	加算	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			15%	加算	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				10%	加算	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			10%	加算	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				5%	加算	
A2 4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2 4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I/2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算	100	
A2 4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II/2		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200	
A2 6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	
A2 6268	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	245/1000	加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	224/1000	加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	182/1000	加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	145/1000	加算		
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	221/1000	加算	
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	208/1000	加算	
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	200/1000	加算	
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	187/1000	加算	
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	184/1000	加算	
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	183/1000	加算	
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	163/1000	加算	

A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算V8	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 158/1000 加算
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 142/1000 加算
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 139/1000 加算
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 121/1000 加算
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 118/1000 加算
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 78/1000 加算

立川市訪問型サービス(身体介助)サービスコード表(給付制限)

【令和6年6月1日から令和7年3月31日】

訪問型サービス(身体介助)指定事業者が給付制限のかかった方のサービス量を請求する場合に使用します。

サービスコード	種別	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
A3	1001	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 1,176 単位	70%	1,176	1月につき
A3	1002	訪問型サービスⅠ-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	1,068	
A3	1006	訪問型サービスⅠ-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	39	1日につき
A3	1009	訪問型サービスⅠ日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 39 単位	70%	39	1日につき
A3	1010	訪問型サービスⅠ日割-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	35	
A3	1014	訪問型サービスⅠ日割-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	2,349	1月につき
A3	1021	訪問型サービスⅡ(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 2,349 単位	70%	2,349	1月につき
A3	1022	訪問型サービスⅡ-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	2,114	
A3	1025	訪問型サービスⅡ-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	77	1日につき
A3	1028	訪問型サービスⅡ日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 77 単位	70%	77	1日につき
A3	1030	訪問型サービスⅡ日割-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	69	
A3	1033	訪問型サービスⅡ日割-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	3,727	1月につき
A3	1034	訪問型サービスⅡ日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	要支援2 3,727 単位	70%	3,727	1月につき
A3	1041	訪問型サービスⅢ(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	要支援2 3,727 単位	70%	3,354	1月につき
A3	1042	訪問型サービスⅢ-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	3,354	
A3	1045	訪問型サービスⅢ-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	123	1日につき
A3	1048	訪問型サービスⅢ日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	要支援2 123 単位	70%	123	1日につき
A3	1050	訪問型サービスⅢ日割-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	111	
A3	1053	訪問型サービスⅢ日割-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	111	
A3	1054	訪問型サービスⅢ日割-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	111	
A3	1101	訪問型サービス初回加算(制限)	ハ 初回加算	200 単位加算	70%	200	1月につき
A3	1102	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	70%	100	
A3	1103	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	80%	100	
A3	1104	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	70%	200	
A3	1105	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	80%	200	
A3	1106	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	70%	200	
A3	1107	訪問型口腔連携強化加算(制限)	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	80%	50	1回につき
A3	1108	訪問型口腔連携強化加算(制限)	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	80%	50	1回につき

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

令和6年6月1日から

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

介護職員等処遇改善加算Ⅴ(経過措置区分)(1)~(14)

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の限、当該減算前の単位数を算入します。
※介護職員等処遇改善加算-旧3加算(介護職員処遇改善加算-介護職員等特定処遇改善加算-介護職員等ベースアップ等支援加算)は、支給限度管理の対象外の算定項目となります。
また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。
※給付制限中の給付率は負担割合全体の負担割合に関わらず70%(1・2割負担)又は80%(3割負担)となります。

立川市訪問型サービス(家事支援)サービスコード表(給付制限)

【令和6年6月1日から令和7年3月31日】

訪問型サービス(家事支援)指定事業者が給付制限のかかった方のサービス量を請求する場合に使用します。

サービスコード	種別	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
A3	1501	訪問型サービスⅠ/2(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 1,094 単位	70%	1,094	1月につき
A3	1502	訪問型サービスⅠ/2-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	985	
A3	1504	訪問型サービスⅠ/2-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	38	1日につき
A3	1505	訪問型サービスⅠ/2日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 38 単位	70%	38	1日につき
A3	1506	訪問型サービスⅠ/2日割-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	32	
A3	1508	訪問型サービスⅠ/2日割-同一(制限)	(1)週1回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	2,185	1月につき
A3	1511	訪問型サービスⅡ/2(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 2,185 単位	70%	2,185	1月につき
A3	1512	訪問型サービスⅡ/2-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	1,967	
A3	1513	訪問型サービスⅡ/2-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	72	1日につき
A3	1514	訪問型サービスⅡ/2日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 72 単位	70%	72	1日につき
A3	1516	訪問型サービスⅡ/2日割-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	65	
A3	1517	訪問型サービスⅡ/2日割-同一(制限)	(2)週2回程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	3,468	1月につき
A3	1518	訪問型サービスⅡ/2日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	要支援2 3,468 単位	70%	3,468	1月につき
A3	1521	訪問型サービスⅢ/2(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	要支援2 3,468 単位	70%	3,119	1月につき
A3	1522	訪問型サービスⅢ/2-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	3,119	
A3	1523	訪問型サービスⅢ/2-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	114	1日につき
A3	1524	訪問型サービスⅢ/2日割(制限)	イ 1 該当の標準的な回数を定める場合	要支援2 114 単位	70%	114	1日につき
A3	1525	訪問型サービスⅢ/2日割-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	103	
A3	1527	訪問型サービスⅢ/2日割-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	103	
A3	1528	訪問型サービスⅢ/2日割-同一(制限)	(3)週2回を超える程度	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	103	
A3	1601	訪問型サービス初回加算/2(制限)	ハ 初回加算	200 単位加算	70%	200	1月につき
A3	1602	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	80%	100	
A3	1603	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	70%	100	
A3	1604	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	80%	200	
A3	1605	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	70%	200	
A3	1606	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	80%	200	
A3	1607	訪問型口腔連携強化加算/2(制限)	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	70%	50	1回につき
A3	1608	訪問型口腔連携強化加算/2(制限)	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	80%	50	1回につき

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

令和6年6月1日から

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

介護職員等処遇改善加算Ⅴ(経過措置区分)(1)~(14)

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の限、当該減算前の単位数を算入します。
※介護職員等処遇改善加算-旧3加算(介護職員処遇改善加算-介護職員等特定処遇改善加算-介護職員等ベースアップ等支援加算)は、支給限度管理の対象外の算定項目となります。
また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。
※給付制限中の給付率は負担割合全体の負担割合に関わらず70%(1・2割負担)又は80%(3割負担)となります。